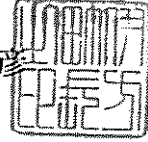


伊建 第298号
平成19年5月1日

国土交通省道路局長 殿

愛媛県西宇和郡伊方町
町長 山下和彦



中期的な道路整備計画の意見について

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありました標記の件について別紙のとおり提出いたします。

道路中期的計画作成についての意見

道路特定財源の見直しによる道路中期的計画作成にあたり伊方町長として今後の道路政策や道路整備・管理についての意見を一言申しあげます。

伊方町は、全長50kmに及ぶ佐田岬半島に位置し、平坦地が少なく、急傾斜面をなしている山肌に各集落が点在している町であります。

そうした地形でありますから町道延長は360kmと長く、頂上線を貫く国道197号線バイパスから各集落へ繋ぐ、生活圏道路(1,2級町道)は、約110kmありますが、平坦地に比べ急傾斜は、事業費が割高になることより改良率は、現在50%に満たない現状でカーブが非常に多く又、離合困難な問題点を多く抱えた状況にあります。

又本町は、急傾斜地の山肌に住居が点在しているため近年の高齢化社会の到来による、生活圏道路を結ぶ各集落内の地区内道路の需要が高まっており、これらの道路整備も、医療、福祉、生活環境の向上など地方の過疎化の抑制、及び活性化には、必要不可欠な要素であると考えますし、原子力発電所立地町としての非常時の避難として、又近年想定されるであろう東南海地震等の大規模災害に対する安心安全の確保の避難用道路の必要性は急務であります。

以上のような道路整備の課題が山積いたしておりますが、国の財政改革の影響をもろに受ける地方自治体は、財源確保に苦慮しているのが現実であります。

道路整備の重点化(優先度)を単に費用対効果のみに、視点を措いた方針となった場合、過疎化の進む地方にとっては、正に「地方の切捨て」になり格差の膨大化は、いなめません。又地方道路は、その地方の交通事情や地形的要因に即した道路計画、具体的には、1車線部分改良や待避所設置等低規格の道路整備及び規格

外整備(道路防災+少拡幅)においても財源補助が必要であります。

以上のことから、伊方町といたしましては、道路政策に必要な財源を確保する方策として地方自治体への税源移譲にあわせ、道路特定財源の地方への配分強化を行っていただき、先ほど述べましたように道路整備は、過疎化対策の手段でもありますので、地域的要因に即した整備が容易に推進出来るよう地方が道路財源として自由に活用出来るような制度も整備していただければと考えます。

最後に、国の道路特定財源につきまして、一般財源化へ閣議決定されましたが、是非、地方道路整備のための財源として確立をいただきたいと願うものであります。

伊方町長
山下 和彦

※規格外整備(道路防災+少拡幅)

規格改良までは望まないが、落石、崩壊等の危険性のある幅員3m~4m程度の道路に対して、防災対策を行うことと併せて、道路構造令にとらわれること無く現況幅員を1m程度拡幅等の整備

(有る物を上手に使う道路整備)

(低コストで地元のニーズに対応出来る)